



「社会学的言い訳」批判とはいかなる批判か : 社会学的帰属の観点から (特集1 社会学的説明か「社会学的言い訳」か : 個人と社会をめぐる現代の議論から)

梅村, 麦生

(Citation)

社会学雑誌, 40:9-35

(Issue Date)

2023-12-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100486318>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486318>



特集1 社会学的説明か「社会学的言い訳」か ―― 個人と社会をめぐる現代の議論から

「社会学的言い訳」批判とはいかなる批判か

—— 社会学的帰属の観点から ——

梅村 麦生

神戸大学大学院人文科学研究科講師

一 はじめに

社会学の誕生は社会問題の発見とともにあった、とも言われる（例、厚東、二〇二〇…一六―九）。したがって社会学は伝統的に、何らかの問題とされる現象や注目すべき事件が生じた際に、その社会的要因や社会的背景を追究すること、その現象を理解し、説明しようと試みてきた。

それに対して二〇世紀末頃より、主に社会学の外部から社会学やその隣接諸分野を批判の対象とする、「社会学的言い訳」批判（criticism of “sociological excuse”）と呼ばれる言説が現れてきた。その批判とは、とりわけ社会学や隣接諸分野による、何らかの社会問題や社会現象を、その背景や原因の一端をなすとする社会関係や社会構造に結びつけておこなう説明を、「社会学的言い訳」であるとして批

判する言説である。そうした批判のなかで社会学的説明は、とりわけ個人が犯した罪に対して（悪いことを素直に悪い）と認めて罰を与えようとせず、その反対に個人の成果や業績をその個人の能力や努力の賜物として正當に評価できないものとして、ときに糾弾されている。

この批判が公けに現れたのは、特にフランスで二〇世紀末に郊外暴動や二〇一五年にパリ連続テロ事件が発生した際に、更生や社会改良を主眼としてきた既存の刑罰政策や社会学的研究が「暴徒」や「テロリスト」に「言い訳を与えてきた」として、当時の首相らがおこなった演説に登場したことによる。なかでも二〇一五年のシャルリ・エブド社襲撃事件をめぐる議論をきっかけに、フランスの社会学者たちによる応答を含めて、社会学内外で論争を引き起こした。

そしてこの論争は、これまで主にフランス語圏を中心に展開されてきたとはいえ、フランスの政治家と社会学者のあいだにとどまる議論ではなく、二〇世紀後半以降のより大きな思想潮流のうちに位置づけることができる。その批判は、社会学に寄せられる疑義のある種の定型をなぞっており、社会学と社会学者の営みの重要な側面にも関わっている。つまり「社会学的言い訳」批判は、この言葉を用いてなされるかは別としても、社会学と社会学者が今後も対峙すべき疑義や課題を提起している。

そこで本稿では、まずこの言説がどのように生じてきたのかを、各言説の思想的背景を踏まえながら見ていく。特に注目するのが、(一) 米英の新右派の犯罪学における「社会学的言い訳」批判、(二) イギリスの新左派の政治言説における「言い訳の文化」批判、そして(三) フランスの政治言説における「社会学的言い訳」批判と社会学者による応答である。最後に、近年の「社会学的説明」批判の検討を交えて、「社会学的言い訳」批判の言説を、社会学的帰属をめぐる論争という観点から分析し、考察をおこなう。

二 米英の犯罪学と政治言説における「社会学的言い訳」批判の始まり

「社会学的言い訳」批判は上述のように、これまで主に

フランス語圏を中心に議論がおこなわれてきたが、その当事者の一人でもあったロイック・ヴァカン (Waquant, 2000-2009) が早くからその言説と、いわゆる新自由主義的な政治思想や自己責任論との結びつきを示唆していたように、まずアメリカやイギリスの新右派や新保守主義の思想に基づく犯罪学や刑罰政策のなかで、その批判は現れ出てきた。そこに見られる思想は、その後世界中へと政治思想の左右を問わず波及していくこととなる、新自由主義的な社会福祉制度改革の主張やそれを支える自己責任論と結びつき、とりわけイギリスやフランスの新左派の政権下でも「言い訳の文化」批判や「社会学的言い訳」批判の言説として引き継がれていった。

以下ではまず、米英の新右派の犯罪学における「社会学的言い訳」批判の始まりを見ていく。

二・一 米英の新右派の犯罪学における「社会学的言い訳」批判

「社会学的言い訳」批判の最初期の用例は、『リーダーズ・ダイジェスト』誌 (Reader's Digest) の記者であったロバート・ビディノット (Robert James Bidinotto) が、経済教育財団 (The Foundation for Economic Education) の刊行する『自由人』誌 (The Freeman) に寄稿した「犯罪とその帰結」 (Bidinotto, 1989a) に見られる (cf. Brandmayr, 2021b: 8-9)。

ビディノットはその前年に『リーダーズ・ダイジェスト』誌で、一九八七年に起きた仮釈放者による殺人事件であるウィーリー・ホートン (Willie Horton) 事件を題材とする「殺人の野放し」(Bidinotto, 1988) という記事を書いた。この記事は、当時マサチューセッツ州知事で、同年の大統領選挙に民主党の候補者として選出されていたマイケル・デュカキスによるマサチューセッツ州立刑務所の一時保釈プログラムを批判するもので、同じ大統領選挙に共和党の候補者として選出されていたジョージ・W・H・ブッシュの陣営に注目され、デュカキスに対するネガティブ・キャンペーンにも利用されるなど、⁽⁵⁾ 国レベルでの論争にも影響を与えたという (cf. Shogan, 1988)。

ビディノットは続く「犯罪とその帰結」においても、ウィーリー・ホートン事件への言及から始め (Bidinotto, 1989a: 1)、連邦捜査局 (FBI) の報告などを援用しつつ、一九六〇年代以降、米国で犯罪者数と犯罪率が増加の一途をたどっているという。そしてその上昇の主たる要因を、社会学者を含む「社会科学のエスタブリッシュメント」による「言い訳製造業 (Excuse-Making Industry)」の支援を得た、現代司法制度のうちに見ている。つまり、犯罪を社会環境など個人にとつての外部要因に由来するものと見なす「言い訳製造業」の助言を受けた六〇〜七〇年代の刑事司法制度は、「刑罰 (punishment)」よりも「更生

(rehabilitation)」を重視し、そのことの「意図せざる結果」として、仮釈放者による犯罪や再犯率の上昇を始めとする犯罪の増加と犯罪率の上昇がもたらされた、と彼は主張する (Bidinotto, 1989a: 3-4)。

そしてビディノットは、「ミュージカル・ウエスト・サイド・ストーリー」のなかで一人の不良少年が警察官に吐く「俺たちは恵まれていないせいで、悪者にさせられているんだ (We're deprived on accounta we're deprived)」という台詞を「犯罪の社会学理論」を風刺したものと述べ、元司法長官ラムゼイ・クラークの発言に見られるように広く受け入れられているとする、「犯罪の因果関係 (criminal causation)」を主に犯罪の外部要因に振り向ける見解を、こんにち大多数の人びとの生活環境が向上してもなお犯罪が増加しているとして退けたうえで、「社会学的言い訳」についてこう記している。

「社会学的言い訳 (sociological excuse)」(マルクス主義の「階級闘争」理論もその一味である) は、常識や経験的証拠にまったく反している。同じくスラム街に住む貧困家庭にあつても、犯罪者になる若者はごく一部で、大多数は犯罪者にはならない。人間とは違いをもたない集団の置き換え可能な成員であるという集合主義的な前提に依拠する社会学 (マルクス主義を含

む)は、同じ環境下での個人の行動のそうした明らかな多様性を説明することができない。……

われわれは異なる考えをもちうる。つまり、「貧困が犯罪を引き起こす」のではなく、「犯罪が貧困を引き起こす」のである、と。(Bidinotto, 1989a: 5)

さらに犯罪と社会環境との結びつきについて、以下のよう続けている。

「影響」は「原因」と同じではない。つまりある人が自分の環境に対してとる反応は(以上の事実が示していると思われるように)個人的なものである。……

どのような時代や場所にあっても、犯罪と任意の社会環境的要因との統計的相関は生じうる。しかし犯罪を、個人の外部にある社会的要因や経済的要因だけに因果的に帰属(causally attribute)させることはできない。貧しい社会環境ゆえに犯罪者に言い訳を与える＝免責する(excuse)ことは、恵まれた社会環境の出身である人びとが起こす犯罪を説明できないままにしてしまう。そして社会的言い訳は、犯罪を引き起こさなかった、貧困を背景にもつ数多の人びとに対する侮辱である。(Bidinotto, 1989a: 6)

ビディノットはこのとき、「犯罪の社会学的『剥奪』理論(sociological "deprivation" theory of crime)」を批判し、「都市の黒人(urban blacks)」を中心とする「マイノリティ」の収監率の高さをも、「人種主義的(racist)」司法制度によるものではなく、無責任であることのインセンティヴをマイノリティに与える「福祉国家主義」の「意図せざる帰結」と付言している(Bidinotto, 1989a: 6)。

そして特にフロイト派の精神分析に見られるという「心理学的言い訳」や、「生物学的言い訳」についても説明を加えたうえで、それらを含む「言い訳製造業」と自分の立場との違いを、「決定論」対「自由意志論」の対立として言い表している。⁽⁶⁾

「群盲象を評す」の寓話に出てくる人物たちのように、言い訳製造業の人びとは、人間本性の一部だけを捉え、その一部が全体を構成するか、その一部によって全体を説明できる、と仮定している。……

言い訳製造業は、決定論(determinism)という哲学的教義を前提としている。……決定論者にとって、人間の思考、感情、行為はすべて先行する諸要因による強制を必然的に受けている。つまり、個人にはそれらに対する選択肢がない。その反対に自由意志論は、何らかの行為、選択、思考は、先行する諸要因による強

制を必ずしも受けるものではなく、個人の直接的な意志による制御を受けている、と仮定する。……

犯罪者の自由意志を考慮に入れないということは、彼による犯罪の他ならぬ決定的な要因を取り逃すことになる。つまり、彼による行為に対する有責任 (responsibility) を無視することになるのである。(Bidinotto, 1989a: 10)

そしてこの論考の末尾では、あらゆる「個人」が道徳的にも法的にも「自分の行為のすべての帰結に、良いものであれ悪いものであれ、責任をもつ」という意味での「自己責任 (self-responsibility)」を負っている、ということを前提として米国が成り立っているのに対し、「言いい訳製造業」はその前提を掘り崩してきたと記したうえで、こう結論づけている。

犯罪を無くすることはできない……。しかし、犯罪を制御 (control) することはできる。犯罪者を意志をもつ存在として、自分の行為の帰結に完全に責任をもつ者と見なすならば、である。そのための答えは、ただ一つの目標を念頭に、刑事司法制度全体を日常的な手続きの基礎となつて、いる前提から改革すること、つまり個人の責任を再び主張すること、である。

(Bidinotto, 1989a: 10)

以上のビディノットの主張や、彼 (Bidinotto, 1989a: 11, 22, 34) が参照する、チャールズ・マーレイの福祉国家批判 (Murray, 1984) や「割れ窓理論 (Broken Windows Theory)」(Wilson and Kelling, 1982) の共著者である政治学者ジェームズ・Q・ウィルソンらによる犯罪学 (Wilson and Hernstein, 1985) の議論が前提として、当時の米国での犯罪者数の増加や犯罪者率の増加は、その後の研究によって、のちにいわゆる不寛容政策と結びつく関連する行政機関や民間団体の活動強化によつてもたされとして、それ自体が批判的に検証されている。⁽⁸⁾ しかしいずれにしても、ビディノットのこの論考は、犯罪学のリーディングスに新保守主義やリバタリアニズムの視点からの論考として、前年に書かれた「殺人の野放し」の記事とともにダイジェスト版が再録されており (Bidinotto, 1989b, 1990: cf. Bidinotto, 編, 1994)、一定の影響力をもったと考えられる。⁽⁹⁾ その一例として、一九九一年に刊行された英語による犯罪学のテキスト『犯罪制御の政治学』(Stenson and Cowell 編, 1991) は、主に英米仏の犯罪予防・刑罰政策と、新しい犯罪予防・犯罪制御に関するアカデミズム内外、かつ政治思想としては左右の双方からの新しいアプローチを取り上げるなかで、「新右派」⁽¹⁰⁾ の視点から犯罪と犯罪制御への

アプローチを提起しているものとして、イギリスの新右派の圧力団体「リバタリアン同盟」(cf. Libertarian Alliance, 2016)の創設者クリス・R・ティム(Chris R. Tame)による『「新右派」の犯罪学」(Tame, 1991)を収録し、そこでビディノットによる「言い訳製造業」と「社会学的言い訳」の議論が紹介されている。

ティムはそこで、犯罪学の「既存のパラダイム」が「およそ反刑罰(anti-punitive)の倫理と法学、犯罪の原因と犯罪の有責性についての決定論モデルによって特徴づけられる」のに対し、そのパラダイムを「拒否」する「新右派」の犯罪学は、(一)「自然権を説く古典的自由主義、リバタリアニズムのラディカルな再表明」、(二)「リベラルな自由市場経済学の概念装置を積極的に応用すること」、(三)「『伝統的』保守主義の再表明」、(四)「既存の政策の失敗に対する経験的で『価値自由』な批判」という四つの思想潮流からなる、と記している(Tame, 1991: 127-8)。その新右派については、「新保守主義」「新自由主義」「リバタリアニズム」「新啓蒙主義」「新現実主義」など、さまざまなバリエーションと名称を含む総称としているが、特にリバタリアニズムの主張を紹介するなかで、既存のパラダイムに対するより強い批判を提示しているものとして、ビディノットの議論を取り上げている(Tame, 1991: 131)。

ティムは他に、特に個人の薬物所持や使用、アルコール

飲用、性的指向や性的嗜好などの犯罪化に関して言われる「被害者なき犯罪(victimless crime)」を批判してきたのが他ならぬリバタリアンであり、「本来は犯罪でないもの」を国家が犯罪化することで見た目の犯罪率の上昇や収監者の増加をもたらしたとする説も取り上げており(Tame, 1991: 128-30)、現実に犯罪が増えていると主張するビディノットと、その点では見解を異にしている。そして新右派の犯罪学のなかでは、国家の役割を最小限にするため公共支出の削減を第一に志向し、刑務所や治安対策についても民間や地域への移管を目指す「新自由主義」の傾向と、「法と秩序」に基づく「強い国家」を目指し、犯罪の厳罰化を第一に志向する「新保守主義」の傾向との対立が見られると指摘されているが(Savage and Nash, 1994: 45; Stenson, 1993: 382)、どちらの傾向も刑罰よりも「更生」や「矯正」を志向してきたとする福祉国家的または「国家介入主義」的な刑事司法制度を批判し、犯罪者個人の「自由意志」と「責任」を強調している点で一致しているとされ、その文脈で「社会学的言い訳」批判が提起されている。

二・二 イギリスの新左派の政治言説における「言い訳の文化」批判

以上に見たように、米国でロナルド・レーガン、ジョージ・W・H・ブッシュの共和党政権、英国でマーガレッ

ト・サッチャーの保守党政権のもとで社会福祉政策の転換がなされていくのと並行して、新右派と呼ばれる新保守主義や新自由主義の政治思想に属する犯罪学や（特にアカデミズム外の）犯罪研究のなかから、「社会学的言い訳」批判は現れた。しかし、いわゆる新自由主義政策下の社会福祉支出の削減や刑事司法改革は、やがて米国で民主党に政権が移り、欧州各国で「新左派」と総称される各政党に政権が移るなかでも、「更生」理念の減退や「自己責任」論の広がりとともに、むしろ伸展していった（cf. Waqant, 2015: 210; Rutherford and Green, 2000; Garland, 2001: 75-138）。その流れと呼応するように、「社会学的言い訳」批判と同様の言説が再生産されていく。^(B)

英国では、「社会学的言い訳」という表現が直接使われているわけではないが、サッチャー首相以来の保守党政権に続くトニー・ブレア首相の労働党政権のもと、「言い訳の文化（excuse culture）」批判がなされていく。ブレアは労働党の「影の内閣」で内相を務めていた一九九三年頃から、「犯罪に厳しく、犯罪の原因にも厳しく（tough on crime, tough on the causes of the crime）」というスローガンとともに、犯罪の領域への発言で注目を集めており、「これは交渉だ——私たちは機会を与え、責任を求める。犯罪に言い訳はな」（There is no excuse for crime）」と日刊紙『ザ・サン』（The Sun）に寄稿したり、労働党党首となって以降の

インタビューで自身の選挙区の人びとから学んだこととして、「人びとは私たちが取り組むべき犯罪の諸原因が存在することを理解しているが、個人に責任がある（personal responsibility）」とも非常に強く信じている。つまりそうした犯罪の諸原因を特定することを、有効な刑事司法制度をもたないことの言い訳にはできない、と信じている」と答えている（Smyth, 1996: 724; Rutherford, 2000: 35-7）。

そして一九九七年の下院選挙では、以上のブレアの考えに象徴される刑事司法政策における厳罰主義の訴えも一定の支持を集め、労働党が多数の議席を獲得し、ブレア内閣が成立した。そして同年に早くも、労働党の目玉公約であった少年司法改革と、その中心となる「犯罪と秩序違反法（The Crime and Disorder Act）」（参照、守山、二〇一一）^(B)の成立に向けて、ジャック・ストロー内相の名で議会に『もはや言い訳は許されない——イングリランドとウェールズにおける少年犯罪への対処の新しいアプローチ』（Home Office, 1997; cf. Hakkert, 1998）と題した白書が提出され、その序文にはこう記されている。

少年司法制度には言い訳の文化（excuse culture）が育まれてきた。少年司法制度は自身の無能さを言い訳し、その前に加害少年たちに対しても、彼らをとりにくく社会環境のせいでしたかなくそうした行動をとって

しまったとはのめかすことで、たびたび言い訳を与えてきた。加害少年たちが自分たちのしたことに向き合わされることはまれで、自分たちの行為に個人としてより責任をもつ (take more personal responsibility) ように支援されることもまれであった。(Home Office, 1997: Preface by Home Secretary)

同白書は本文中でも、少年犯罪と社会環境との関わりについて、こう言及している。

少年犯罪に有効に対応するためには、加害少年に對して言い訳を与えることを止めなければならない。もちろん、少年犯罪の見込みや性質に影響を与える、社会的、経済的、家族的要因は存在する。しかしそうした要因を理解することは、少年犯罪を理解するうえで役に立つのであって、少年犯罪を見逃すことに役立つのではない。少年たちは大きくなるにつれて、自分たちの行為にますます責任を負わなければならない。……

政府は、加害少年——およびその両親——が負う自分たちの非行行動に対する責任を強化することを決めた。……「犯罪と秩序違反法案」は言い訳の文化を終わらせる (end the excuse culture) ために、さらに重要

な条項を含むことになる。(Home Office, 1997: Chapter 4: Reinforcing Responsibility)

以上に見られるように、「厳罰主義」の考えを基調とし、少年加害者の「責任」を強調する「犯罪と秩序違反法」は一九九八年三月に成立し、以後のイギリスにおける少年司法改革の基軸となっていた(守山、二〇一・二一六—七)。そうした厳罰主義の考えのもとで、「言い訳の文化」批判はおこなわれている。また同じ頃ブレア首相自身は教育界に対しても、少年犯罪に関連する学校教育の失敗について、少年たちの「社会的剥奪」貧困 (social deprivation) を「言い訳」にすることはできず、「言い訳の文化 (culture of excuses) はいまだに一部の教育職に影響を及ぼしている」と批判する発言をおこなっている (BBC, 1999)。

三 フランスの政治言説における「社会学的言い訳」批判と社会学者による応答

三・一 フランスの政治言説における「社会学的言い訳」批判

次に「社会学的言い訳」批判が公けの言説でなされるのは、フランスの社会党政権のもとでのことになる。フランスでは共和国連合のジャック・シラク大統領のもとで実施

された一九九七年六月の国民議会（下院）選挙の結果、リオネル・ジョスパン首相の社会党政権が成立し、コアビタシオンの状況となった。

ジョスパン内閣の最大の政策課題は、欧州単一通貨ユーロ導入を目前に控えた経済・財政政策のもとでの雇用対策であり、それに次ぐのが治安対策であったと言われる。「人間味のある政策」を掲げるジョスパン政権では、前政権で制定された移民規制法による移民管理が部分的にせよ緩和されていた一方で、「郊外の移民」のイメージと結びつけられた治安対策は、むしろ継続されていた（参照：渡邊、一九九九、岡田、二〇〇〇）。

そうしたなか、『ル・モンド』紙（Le Monde）によるジョスパン首相への一九九九年一月七日の年頭インタビュー記事では、コアビタシオン下のシラク大統領とは次期大統領選挙の対立候補であることも意識させる内容のもと、シラクが同年の年頭演説で言及した治安対策について回答するなかで「社会学的言い訳」批判がなされている。

私たちが政権に就いたとき、治安の問題について主張しました。予防（*prévenir*）と処罰（*sanctionner*）は私たちがおこなう活動の二つの柱です。この問題〔貧困地区の犯罪〕は、無秩序な都市計画、家庭崩壊、社会的貧困、またそれらの都市に住む若者の一部の統合

に失敗していること、といった深刻な現象と結びついていきます。しかしこのことは、犯罪的な個人の行動に対する言い訳にはなりません。私たちは社会学と法を混同してはなりません。誰しもが自分の行為に責任をもっています（*responsable*）。社会学的言い訳（*excuse sociologique*）を許し、個人の有責性＝自己責任（*responsabilité individuelle*）を問わないでいるかぎり、私たちはこの問題を解決することができません。

治安の悪化（*insécurité*）との闘いは、雇用に次ぐ一九九九年の優先課題となります。近隣での暴力は、隔離やゲットーへとつながります。暴力との闘いもまた、統合の名のもとでおこなわれなければなりません。夜に車を燃やし、次の日に学校に行く一二歳か一三歳かこれらの少年たちを、絶望の淵に放っておきたくはありません。私たちはこの治安と統合の問題に、活動の重要な部分を集中させなければなりません。さもないければ、共和国のモデルそのものが問われることになります。（Le Monde, 1999: 7）

ジョスパン政権の政策について、ブレア政権の「第三の道」政策とは、英仏の政治状況の違いもあり、国際的な政治会合の場などでは違いが強調されつつも、政策実践のもとでは共通性が多かったとも言われている（藤井、

二〇〇五)。そして上記のように、同じく自己責任論と結びつけて、ブレア首相からは「言い訳の文化」批判が、ジョスパン首相からは「社会学的言い訳」批判がなされている。なお、社会学者でジョスパン首相のこの発言にいち早く注目したロイック・ヴァカン (Wacquant, 2000) は、ここに見られる自己責任論の先駆けとして、米国のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が一九八九年に連邦警察での会見でおこなった以下の発言を挙げている。

私たちは犯罪を犯罪者ではなく社会のせいにする (blame crime on society rather than the criminal) という卑劣な傾向を正すために、声を上げなければならぬ……。私は大多数のアメリカ人と同じように、社会そのものが犯罪を引き起こすのではなく、犯罪者が犯罪を引き起こす (society itself doesn't cause the crime – criminals cause the crime) と(ぶんこ)とにまず同意すること、より安全な社会を築き始めることができること、信じている。(Bush, 1990b: 747)

フランスではジョスパン政権以前の一九八〇年代半ば頃より、「郊外」のとりわけ移民に出自をもつ若者と結びつけられて論じられてきた治安問題であるが(参照: 森, 二〇一六: 一二一六)、二〇〇五年郊外暴動な

どを経て、政治言説のうえでも重要な主題であり続けてきた。二〇〇七年にシラクの後任として選出されたニコラ・サルコジ大統領もまた、内相時代の一九九三年に「サルコジ法」と呼ばれる「国内治安法 (Loi pour la sécurité intérieure)」を成立させているが、そのサルコジは大統領就任後の二〇〇七年一月に、翌月に発表が予定されていた「二〇〇八年社会『大改革』アジェンダ (agenda des “grandes réformes” sociales de 2008)」に関するテレビ・インタビュ(9)の記事のなかで、「郊外の暴動 (Les émeutes en banlieu)」と失業率の高さを結びつけた質問に対して、「失業者がみな警官や憲兵に発砲するわけではない。そんな話は止めなければならない。……私たちが説明できないこと (l'inexplicable) を説明 (expliquer) しようとする(10)」「言い訳できないこと (l'inexcusable) を言い訳 (excuser) しようとする(11)になる」(Liberation, 2007; cf. Brandmayr, 2021: 4)と答えている。

そして「社会学的言い訳」批判がフランスでふたたび浮上するきっかけとなったのは、二〇一五年一月七日に発生したシャルリ・エブド社襲撃事件と、ユダヤ食品専門スーパーのイペル・カシエル人質事件など、一連のテロ事件であった (cf. Faura et al., 2016; Latta, 2016)。

二〇一四年にフランソワ・オランド大統領のもと首相に就任した社会党のマニユエル・ヴァルス首相は、この事件

直後の二〇一五年一月二三日に開会された国民議会で、「フランスはテロリズム、ジハード主義、イスラム原理主義に対する戦いのなかにある。〔しかし〕フランスは宗教に対する戦いのなかにあるのではなく、イスラム教やイスラム教徒との闘いのなかにあるのではない」と宣言した(Assemblée nationale, 2015)。オランダ大統領もその時点では抑制的な対応をとり、移民に出自をもつ者が多い「郊外の若者(jeunes de banlieue)」たちの貧困と犯罪や事件との結びつきを念頭に、社会環境の改善に向けた政策を実施した。

しかし、同年一月一日にバタ克蘭劇場襲撃事件を始めたとする、百名以上の死者を出したパリ同時多発テロ事件が起きた後、そのヴァルス首相は一月二五日に開会された国民議会で、住民に年少の犠牲者がいた、ヴァル＝ドワーズ県ドモン町長を務める共和党議員のジェローム・シャルチエによる、「少年の葬儀に参列したあとで」私は二つの感情に襲われた。彼の命が損なわれたこと……への悲しみと、……私にはテロリストのための言い訳(excuses aux terroristes)を探しているように聞こえる人びとに対する、怒りである。……〔この事件に〕イデオロギーはなく、殺人者たちがいるだけだ」という発言に続く質問に対して、賛意を示して以下のように答えている。

いかなる言い訳も採すべきではない。……いかな

る社会的、社会学的、文化的な言い訳も存在しない(Aucune excuse sociale, sociologique ni culturelle)。私たちの国では、自分たちの同胞を攻撃するために武器を取ることを正当化するのは何もない。(Assemblée nationale, 2016)

ヴァルス首相は一月二六日の元老院(上院)での政府答弁においても、以下のように訴えている。

すでに起きたこれらの事件について、文化的あるいは社会学的な言い訳と説明(excuses et explications culturelles ou sociologiques)をずっと探している人びとに、私はうんざりしている。

もちろん私たちの優先課題が若者にあるのは間違いない、政府の関心もそこにある。しかし、何も言い訳(=免責(excuser))されるべきではなく、私たちの誰もその点を混同していない。(Direction de l'information légale et administrative, 2015)

以上のヴァルス首相の答弁にも象徴されているように、それまでは慎重な姿勢をとっていたオランダ政権も、この同時多発テロ事件を機に治安強化の政策にかじを切ったと言われている(参照：丸岡、二〇一六；Truong, 2020)。

加えて、シャルリ・エブド社襲撃事件以前に同誌の編集長であったフィリップ・ヴァルも、襲撃事件後に公刊した『非文化への不満』^⑦のなかで、後に見るベルナル・ライルが、政治家による「社会学的言い訳」批判や「言い訳の文化」批判と同様の批判と見なし言及しているように(Laïné, 2016: 9-10, 129-68; cf. Durand, 2016)、初めにピエール・ブルデューやヴァカンなどの名を挙げて「社会学主義(sociologisme)」批判をおこなっており(Val, 2015: 29-34)、そのなかで例えば以下のように記している。

時間が経てばたつほど、ますます私たちは知識人——そして特に社会学者——が、問題は個人ではなく、社会が個人を扱う方法にある、と説明する発言を公けにおこなうのを耳にするようになった。「郊外の若者」のきわめて異常で、暴力的で、退行的な行為がすべて貨幣社会の、つまり富裕層と支配者からなる社会の影響によるものとして提示され、その社会が貧しい人びとを非行、犯罪、あるいはテロ行為を選ぶよう追い込んでいくという。ここから想起されるのは、非行とは抑圧社会による純粹な発明である、というフーコーのテーゼである。フーコーによるこうした社会批判の意義は疑う余地がないが、このテーゼが誇張され、唯一の正当なテーゼであると主張されることによって、そ

の意義は損なわれ、奪い取られ、グロテスクなものに変えられている。(Val, 2015: 89)

また、『シャルリ・エブド』誌の元コラムニストであったカロリーヌ・フレストも、同社襲撃事件後のインタビュウのなかで、「過激派やテロリストとなった人びとに対する社会学的言い訳を見つけ出してきても、レイシズムを減らすことはできなく」と答えている(Vécirin, 2015)。

三・二 フランスにおける「社会学的言い訳」批判 に対する社会学者の応答

以上の主に政治言説における「社会学的言い訳」批判に対して、フランスの社会学者たちはそのつど応答してきた。まず、ロイック・ヴァカンは『「社会学的言い訳」と「自己責任」』という記事のなかで、新自由主義の経済学が「経済的なもの」と「社会的なもの」を完全に分断させたように、そのイデオロギーのもとにある刑罰政策が米国発、英国經由で欧州大陸に波及するなかで、「(社会的)環境」と「(犯罪的)行為」、犯罪の「原因」と「結果」(説明[expliquer]する)「社会学」と「(規制[réguler]し処罰[sancionner]する)法」とを完全に分離させる思想が浸透したとして、先のジョスパンによる「社会学的言い訳」批判の発言を引用したあとで、このように記している。

ここでは集合的な諸原因 (causes collectives) が、個人に対する処罰 (sanctions individuelles) をより正当化しやすいように、「言いい訳」の地位にまで引き下げられている。個人への処罰は、非行行為を産み出すメカニズムに対してもっとも影響力をもたないことが確かであり、(選挙で票を得るために) 国家の権威を象徴的に再確認し、刑罰部門を実質的に強化し、そして社会福祉部門を削減する、という働きだけを担っている。この主張に米国のブッシュ大統領(あるいはレーガンでも)の数多の演説で述べられているのと同じ、個人主義と自由主義^{リベラリズム}の哲学が見出されることは驚くべきことではない。(Macquart, 2000: 16)

そしてベルナル・ライールは、上述ヴァルスの「社会学的言いい訳」批判や、ヴァルの「社会学主義」批判などを受けて、『社会学のために——そして「言いい訳の文化」に終止符を打つために』と題した著書のなかで、「言いい訳なき社会学」の主張をおこなっている。

ライールはまず、こうした言説が登場した背景として、特にフランスを念頭に社会学者を含む社会科学者たちが公けの場で発言をするようになったことと、他方でその研究成果が大学外から広くアクセスできるようになったことを挙げている。

二〇世紀をとおして大学のなかで社会科学が発展し、ますます多くの研究成果が学術領域の外にいる読者たちの手に届くものとなるにつれて、そして現実についてのゆがめられた見方を正し、自分たちの研究成果を公共知にしようという正当な意志に動機づけられて、研究者たちがますます公共圏に関与するようになるにつれて、「社会学的言いい訳 (excuse sociologique)」という主題や、「自己」責任 (responsabilité individuelle) や「自由」あるいは「自由意志」を再確認する動きが現れているのを私たちは目にしている。社会科学はそれと同時に、戦うべき主な敵として、最も激しい攻撃の的になっている。(Lahire, 2016: 15)

さらに「社会学的言いい訳」批判については、「理解」と結びつけて以下のように述べている。

四〇年ほど前から、とはいえ激しくなったのはこの二〇年のあいだであるが、この科学「社会学」は、非行、治安の動揺、犯罪、テロリズムと同時に、落ちこぼれ、迷惑行為、不登校を正当化したり、それらに言いい訳を与えたりするとして非難されてきた。こうして、法と科学を混同して、「社会学的言いい訳」と呼ばれるものを責め立てる人びとは、理解する (comprendre)

ことが、責任を解除して言い訳を与える (*excuser en déresponsabilisant*) 一つの仕方であると考えている。
(Lahire, 2016: 9 = 村井、二〇二〇: 四六)

そしてライールは、「理解すること」が何の役に立つのかという問いに対して、以下のように答えている。

そのような質問に対してなしうる回答を要約すると、まず、理解することは、結局のところ、隔離(投獄すること、遠ざけること、精神科に閉じ込めること)や他者の破壊(死の苦しみ)とは違った仕方で問題を解決するのに役立つと言えるだろう。世界に対して距離をとることは、誰もが、非行や犯罪行為、そしてこれらの行為の張本人の「パーソナリティ」に目が釘づけになっているときに、一つの問題の全体を考慮に入れることを可能にする。こうした距離化や問題の脱個人化 (*déindividuation*) だけが、集合的で永続的な解決を考えることを可能にする。おそらく社会科学の主要な政治的教訓の一つはそこにあるだろう。(Lahire, 2016: 45 = 村井、二〇二〇: 四六)

こうしたライールらの反応に対して、「フランス社会学における説明と言い訳」と題してこの論争をまとめてい

るフェデリコ・ブランドマイヤー (Brandmayr, 2021a: cf. Brandmayr, 2018, 2021b) は、以下のように解説している。

二〇一五年にフランスを襲ったテロリストによる攻撃は、この国の知識人界全体に影響を及ぼした。最も重大なことのひとつは、その襲撃についての社会学的説明 (*sociological explanations*) がテロリストにとつての言い訳や正当化 (*excuses and justifications*) となっているか否かをめぐってなされるに及んだ、広い論争であった。著名な政治家や評論家が社会学的説明はその種の性質をもつと主張した一方で、社会学者たちは主に三つの方法で応答した。第一に、ほとんどの社会学者はその主張を否定した。第二に、一部の社会学者たちは言い訳という軽蔑的なラベルを再流用し、第三に、別の社会学者たちは批判を受け入れ、社会学の改革を求めた。以上の認識論的立場は、フランスにおける「社会学的言い訳」をめぐる長い論争の歴史を研究し、フランス社会学を力と闘争の場 (field of forces and struggles) として分析することによってのみ、適切に理解することができるとする。(Brandmayr, 2021a: 1)

ブランドマイヤー (Brandmayr, 2021a: 13-5) は「社会学的言い訳」批判に対する社会学者の反応に見られるとする

「否定」「再流用」「改革」の三つの立場について、(一)「社会的な力に帰属される因果的な力 (causal power attributed to social forces)」対「自由意志に帰属される因果的な力」のどちらを強調するか(「決定論」対「主意主義」)、(二)「政治的影響力」に対する「科学的知識」の「責任」対「自律性」のどちらを強調するか(「一元論」対「二元論」という二つの次元をもとに分類したうえで(否定＝決定論×二元論、再流用＝決定論×一元論、改革＝主意主義×二元論)、その立場の違いの背景には、ブルデュー派のアプローチが優勢であるフランス社会学の主流派に位置しているか(特にライールを含む「否定」の立場)、それともその現状に不満をもち、他のアプローチにより開かれるべきと考えているか、という対立が見られるとしている(特に「改革」の立場)。

さらにその著者は、以上の社会学者の立場と政治的影響力とに関連して、社会学者が犯罪に関する政策に影響を与えようとすればするほど、犯罪行為に対する「責任の帰属 (attributions of responsibility)」に言及せざるをえず、それが「言いつ」として機能しているとする批判を呼び込む引き金となっている、と見ている (Brandmayr, 2021b: 16)。

四 「社会学的言いつ」批判と「社会学的説明」批判

上述のブランドマイヤーが記しているように、「社会学的言いつ」批判の言説は、それらの言説が「社会学的説明」と見なしているものを批判の対象としている。ここではそれに類する批判について、もう少し事例を挙げて考えておきたい。

まず、よく知られているようにマックス・ヴェーバーは『社会学の基礎概念』の冒頭で、「社会学」という言葉によって「社会的行為を解釈によって理解するという方法で社会的行為の過程および結果を因果的に説明 (ursächlich erklären) しようとする科学を指す」(Weber, 1985a: 542 = 一九七二: 八)と宣言していた。それにならって社会学的説明を、特定の社会的行為(や、より大きな社会現象など)という「結果」と、特定の「原因」を結びつける「因果帰属」(参照: Weber, 1906 = 一九六五^⑧)の作業と見なすならば、「社会学的言いつ」批判は、その作業に含まれる因果帰属としての社会学的帰属に向けられた批判と考えられる。

その社会学的説明に関しては、一九五〇年代にジョルジュ・ギユルヴィッチがすでに、「社会学の危機」というものがあるとすれば、それは「社会学における説明の危機」(la crise de l'explication en sociologie)であり、そこでは歴

史学を初めとして外部からこの後発の学術分野に対して、社会的要因による「説明のしすぎ」や「誤った説明」とそれらの言説が見なすものに批判が寄せられている、と述べていた (Gurvitch, 1956: 34)。^{②④}そしてより近年では、ブリュノ・ラトゥールが『社会的なものを組み直す』のなかで、「本書のねらいは、社会的なものを素材や領域の一種と見なせない理由を示すことにあり、さらには、他の何かしらの事態に対して「社会的説明 (social explanation)」を行うおうとすることに異を唱えることにある」として、社会的説明に対する批判から「アクター・ネットワーク・セオリー」の議論を始めている (Latour, 2005: 1 = 二〇一九・八)。ラトゥール自身は、「社会的説明は、かつては有益であり、おそらくは欠かせないものであったが、今や、その大半は、他ならぬ社会科学の成功のせいもあって有益ではなくなっている」としたうえで、まずは「社会的な領域の構成／組み上げに加わる諸要素」「ある事態を可能にしているネットワーク」に加わる「アクター」を「記述」することに徹するべきであって、「説明」を加えることはむしろ余計である、としている (Latour, 2005: 137 = 二〇一九・二五九)。そしてラトゥールは、特に人間的なものに限定された狭義の「社会的」なつながりだけを扱ってきた「社会的なもの社会学」と、狭い意味での「社会的」なつながりに限定されない、そして非人間的な要素とのつな

がりをも扱う「^{アソシエーションズ}連関の社会学」とを区別し、後者を推奨している (Latour, 2005: 89 = 二〇一九・二二二)。

「社会的なものの社会学」による「社会的説明」に対するラトゥールの批判は、特にその「ラディカルな一分派」である「批判社会学 (critical sociology)」に向けられており (Latour, 2005: 89 = 二〇一九・二二二)、具体的にはピエール・ブルデューや彼の影響を受けた諸学説が念頭にある (参照: 磯, 二〇二〇: 三六五―三七二)。しかしそのブルデューもまた、^{②⑤}大まかに言えばポストマルクス主義やポスト構造主義の時代にあつて、「主体なき構造主義か主体の哲学か」というこの二者択一を抜け出す^{②⑥}ために「ハビトゥス」概念を提起するなど (Bourdieu, 1987: 202 = 一九九一・二〇―四)、いわば構造決定論や、行為者の主体性か社会構造の規定性かという主客二元論に対する批判のうえに自説を展開しており、あらためて行為者の行為者性や主体性をどのように評価し社会理論のなかで捉え直していくか、を盛んに論じていた。ヴァカンやライールらにおいても、その問題圏が引き継がれている。

そう考えると、政治やより広い社会のなかでは、行為者のある種の「自由意志」を、しかも犯罪に対する責任、厳罰化の正当化という特定の文脈で訴える「社会学言ひ訳」批判の言説が提起されてきたのに対して、一方ではまるでそれに呼応するかのように社会学や隣接分野のなかでも、

構造決定論批判や社会（学）的説明批判が出てきている、と見ることができる。

そしてもう一つ、とりわけ社会（学）的説明に対する学術外からの近年の批判の例として、いわゆる能力主義≡業績主義^{メリットクラシズム}をそれに対する批判から擁護しようという言説がある。

例えば政治哲学者のマイケル・サンデルは『能力の専制支配』のなかで、アメリカの大学全体や特に名門大学への進学に出身家庭の所得格差が大きく関係していることに象徴されるように、これだけ社会に不平等が大きく、その不平等の要因として「現代の主要な公共哲学が能力主義的理想を拒否しているにもかかわらず、政治的レトリックや一般市民の態度が、経済的報酬は功績や手柄に一致する、あるいは一致すべきだという考え方から離れようとしな

いのはなぜだろうか」と問うなかで (Sandel, 2020: 134 = 二〇二一・一九八)、能力主義を擁護する立場の理路を、以下のように解釈している。

能力主義において努力 (effort) と勤勉 (hard work) が強調されるのは、次のような考え方を擁護しようとするためだ。すなわち、適切な条件下であれば、われわれは自分の成功に責任を負っており (responsible for our success)、だからこそ自由なのだ (thus capable

of freedom)」、と。また、競争が真に公正なら、成功は美德と一致するという信念を擁護するためでもある。懸命に働き、ルールを守って行動する人びとは、自分が値する褒賞を手にするはずだというのだ。(Sandel, 2020: 124 = 二〇二一・一八四)

われわれは、スポーツであれ、人生であれ、成功は受け継ぐものではなく自ら獲得するものだと思ってる。生まれつきの才能やそれがもたらす優位性は、こうした能力主義的信念に揺さぶりをかける。称賛や褒賞をもたらしするのは努力だけだという確信に疑義が生じる。こうした事態に当惑し、われわれは努力と奮闘の道徳的意義を強調する。

……努力をめぐる同じく誇大な強調は、ハーバード大学の私の教え子たちにも見受けられる。彼らは優れた才能を持ち、たいいていは良好な生活環境に恵まれているにもかかわらず、判で押したように、自分が大学に入れたのは努力と勤勉のおかげ (attribute their admission to effort and hard work) だと言うのだ。(Sandel, 2020: 125 = 二〇二一・一八五―六)

以上のように、能力主義≡業績主義を擁護する言説では、自らの努力や勤勉を強調することで、自らの成功の正当性

を脅かしかねない出発点の不平等を否定する、あるいは少なくともその効果を否定する、そうした構図を描いている。⁽²⁾

五 おわりに

「社会学的言い訳」批判の言説は、それらの言説が社会学的説明における因果関係の帰属や責任の帰属＝帰責と見なしたものに批判を向けていた。したがって、「社会学的言い訳」批判の言説をより広い文脈に置き直すと、社会学的帰属をめぐる議論のうえに位置づけることができる。

ここで社会学における社会学的帰属の学説史的展開について触れておくと、もとより上述のマックス・ヴェーバーによる歴史事象・文化事象の因果帰属、社会的行為の意味帰属、さらにカール・マンハイムによる知識の社会的帰属など、何らかの社会現象に関する因果関係や責任、さらには意味の帰属について、あくまで歴史学者や社会学者による学術的帰属の水準で議論がおこなわれていた。それに對し、二〇世紀後半になると、社会心理学における帰属理論の発展や、現象学的な行為理論の浸透などを受けて、社会学の研究対象となっている行為者の日常生活や社会的領域それ自体における帰属の営みが問われるようになり、そこから社会学的帰属そのものも、そうした日常的な帰属の営みと並行して検討されるようになった。つまり社会学的

帰属の考えには、そうした帰属＝帰責が学術的な操作に基づくものであると認識されたのが第一の転回であるとする、人びとの日常生活、社会生活のなかでおこなわれている帰属＝帰責の過程が注目されるに至った、第二段階の転回が生じている（参照：梅村、二〇一八）。そうした社会学的帰属の（二次の構成主義的な転回）のもと、社会学的帰属に対するある種の異議申し立て、あるいは社会学的帰属に抗する別種の帰属の主張として、「社会学的言い訳」批判を位置づけることができる。

そのように「社会学的言い訳」批判をも一つの帰属の操作と見なすとしたならば、社会学的帰属や帰属一般と同様に、そうした「社会学的言い訳」批判をおこなうことで多様な要因のなかから何を選択し何を排除しているのか、ということが問題となる。

「社会学的言い訳」批判、社会学的説明批判、さらに能力主義＝業績主義の擁護に共通するのは、いわば正負いずれかの評価が下された何らかの結果を、とりわけ個人の行為の帰結へと帰する、いわば個人主義的帰属である。そしてそうした個人主義的帰属によって何が思考の選択肢から排除されているのかといえ、とりわけ個人の環境に位置するもの、つまり社会的なものに対する帰属である。ことに政治言説における責任の帰属＝帰責に関しては、ヴァカンが主張したように、個人に対する帰属＝帰責は、その一

方で社会に対する帰属＝帰責、ひいては国家に対する帰属＝帰責の排除と、容易に結びつく。なおかつ何らかの事件や成果を、その個人の行為の帰結へと帰することによって、未来の賞罰をもその個人に帰属させるという連鎖がある。したがって、行為の条件における社会的要因は考慮しない一方で、行為の結果に対する社会的作用はむしろ積極的に評価している。さらに言えば、いずれの言説も——批判する側も、批判対象の側も——完全に孤立した個人や、個人が完全に埋没した社会は想定しておらず、あくまで社会における個人、諸個人が関わる社会を問題としている。そうである以上、純粹な個人への帰属も社会への帰属もありえず、あるのはただ特定の個人的要因と社会的要因に対する選択的帰属である。

いずれにしても、個人が社会かという二元論の有効性に疑義が呈されるようになって久しいが、現になおそうした二元論に依拠して社会学的説明や社会学的帰属が批判されている以上、それらの言説においてどのように個人と社会の二元論が維持され、どのように選択的な帰属がおこなわれているのか、さらにその帰属がどのような効果をもつのかについては、いっそうの検討に付すべき課題である。

註

(1) 「社会学的言い訳」批判の先行研究としては、特にこのヴァカンの論考と、以下で挙げる Lahne (2016: 特に 15-31)、Brandmayr (2018, 2021a, 2021b) の各論考を参照のこと。最後二〇二一年の二つの論考は『European Journal of Social Theory』誌の二四卷三号に同著者編の特集「弁明としての社会科学」(Social science as apologia) に掲載されている。ただし同特集は、タイトルどおりその批判で名指されている社会科学の側を主な分析対象としており(一例として、Baevic, 2021を参照)、本稿ではこの論争の端緒を切り開いた「社会学的言い訳」批判の側の遂行的側面により注目する。

(2) 本稿で詳しく論じることとはできないが、特に一九七〇年代後半以降の米欧での政治言説における自己責任論や、それと結びついた福祉国家批判と福祉国家改革については、特に Mounk (2017 = 二〇一九) と Garland (2016 = 二〇二二) を参照のこと(前者に関連して、personal responsibility と individual responsibility を人(格)／個(人)の違いに着目して区別することもできるが、本稿では両者とも「自己責任」として扱う)。日本の自己責任論もおおむねその文脈を共有しており、特に日本でこの言葉が普及するようになったきっかけに、小泉首相時代の二〇〇四年に起きたイラク人質事件がある(参照: 3人解放 噴き出す「自己責任」論、渡航禁止法求める声 移動の自由巡り疑問視も)『朝日新聞』朝刊、二〇〇四年四月一七日号、第四面・世界編集部編、二〇〇四)。

(3) ビデオノットは犯罪評論家として著名になったのち、環境問題にも「環境主義者」批判の立場で積極的に発言するなど、リバ

タリアンの論者として活動し、やがて犯罪小説シリーズをも著してゐる (cf. Bidinotto, 1993, 2021; Bidinotto 編, 1994)。

- (4) 経済教育財団は、同財団によると一九四六年にニューヨークでレオナルド・リード (Leonard Edward Read) によつて設立された「米国で最初のリバタリアン組織」であり、設立当初にはルートヴィヒ・フォン・ミーゼスやフリードリヒ・A・ハイエクらが講演をおこなつてゐる (The Foundation for Economic Education, 2021a)。「自由人」誌は同財団の基幹誌として一九五六年に創刊され (当初は月刊)、やがて季刊誌となつたのち、二〇一六年に定期刊行を終えてゐる (The Foundation for Economic Education, 2021b)。

- (5) Bidinotto (1989) の著者紹介によれば、同記事 (Bidinotto, 1988) は全米各紙で取り上げられ、同年の米国雑誌編集者協会による公共部門記事ベスト5に選出されたという。

- (6) この引用箇所で著者はイタリクによる強調を利用し、社会学からの「言い訳製造業は社会的要因による『決定論』を仮定し、『自由意志論』は決定論を否定しているといったように、それぞれの主張に必然性／可能性、非限定性／限定性の異なる水準を当てはめてゐる。他説と自説に非対称性をもたすこのような語法は、以降の「社会学的言い訳」批判にも通じてゐる。

- (7) ウィルソンらも同書の「刑罰と自己責任 (Personal Responsibility)」と題した章で、犯罪の発生を科学が説明できるようになるにつれて、刑罰を擁護することが難しくなると思われるかもしれないと前置きしてから議論を始め、個人の「自由意志」が文字通りかつ完全にはあり得ないと認めたうえで、犯罪抑止や被害抑制といった功利主義的目的に加えて、労働にはそれに見

合つた褒賞を、犯罪にはそれに見合つた刑罰をといったように「公正 (just) であること」を示すことに刑罰の意義を見ている (Wilson and Hernstein, 1985: 489-507)。

- (8) 特にニューヨーク市の不寛容政策や「割れ窓理論」の関連で、Wacquant (2015: 19-29=2009: 6-18) 山本 (二〇一五: 三九一-六四) Carrabine ほか (2020: 107, 151-4, 427) Case ほか (2021: 805, 812-3) などを参照のこと。

- (9) Palermo ほか (1992: 198) も連邦捜査局の諸統計などに基づきアメリカで犯罪率が上昇しているとし、その要因についてビディノットの同論考 (Bidinotto, 1989a) を参照し、犯罪者の自由意志を無視し「応報 (retributive)」ではなく「更生 (rehabilitating)」に注力した現代刑事司法による失敗と見なしてゐる。

- (10) 「左」の犯罪学の代表としては、『薬物使用者』(一九七二)や『排除型社会』(一九九九)などで知られる社会学者のジョック・ヤングが挙げられている。

- (11) Case ほか (2021: 620-45) は、一九七〇年代までに有力であつた「批判的犯罪学」における「観念論的」傾向 (あるいは「社会構築主義的」「ユートピア的」傾向) に抗して七〇年代後半から八〇年代初頭に現われてきたのが、犯罪学理論における「実在論」の立場であり、それぞれ右派と左派の代表者が上述のウィルソン、マレーイラと、ヤングらであるとしている。両派の概要については、同書や Carrabine ほか (2020: 106-8) を参照のこと。Carrabine ほか (2020: 107) も新右派を、(一)「被害者なき犯罪」の犯罪化を批判する一九世紀リバタリアニズムと自然法哲学の復権、(二) 社会問題への福祉国家的アプローチ批判と自由市場経済の強調、(三) 自由意志と自己責任

- (12) Wacquant (2015: 17-9 = 二〇一〇: 二一五) は、そうした米英、特にニューヨーク発で、やがて政治的立場の左右を問わず世界中に広がった「犯罪の厳罰化」と「貧困の犯罪化」の流れについて、新自由主義的な各国の政策は「国家の役割を再定義する試み」のもと、国営企業の民営化や規制緩和に象徴されるように、国家が経済や福祉の領域から大幅に撤退する一方で、むしろ国家に残された優先課題として刑罰の領域で介入を拡大し「刑罰国家」を強化した、と見ている。その「厳罰化」を支持する言説として、一九六八年に米大統領に就任したリチャード・ニクソンが用い始め、一九七〇年代以降の新保守主義、新右派の政治言説へと引き継がれていった「法と秩序 (law and order)」言説がある (Garland, 2001: 96-102)。ただし、とりわけ薬物事犯者の処遇などにおいて、二〇〇〇年代以降北米を中心に、「厳罰化」ではなく犯罪者の「社会復帰へのルネサンス」が政策上で生じているとの指摘もある (参照: 平井、二〇一五: 一四一七)。
- (13) 自己責任論が政治的右派から左派へと浸透していった流れは、Mounk (2017 = 二〇一九) も参照のこと。
- (14) 特に同法とニューヨーク発の不寛容政策とのつながりについては、守山 (二〇一〇: 二二七-八) 、Wacquant (2015: 50-1 = 二〇一〇: 四五-七) も参照のこと。
- (15) 『貧困という監獄』英語版 (Wacquant, 2015=2009: 9) で引用されている Beckett (1997: 44-61) も参照のこと (ただし、ヴァカンが同書で修正しているように、Beckett (1997: 122, n.17) が挙げた Bush, "Address to Students on Drug Abuse," p.747 は Bush (1990b) の同演説が収録されている Public Papers of the Presidents, 1989 の第二巻を第一巻と誤って演説名を記載していると考えられる)。また前述の Bidnotto (1990: 272) も、一九八九年の警察記念日の演説 (Bush, 1989a) におけるブッシュ大統領の「人びとは自分の行為に責任がある (accountable for their actions) と考えられなければならない」として犯罪とその責任に言及する、同様の発言を挿入している。ちなみにその引用箇所の前後でブッシュは、残忍な行為はどのような状況でその行為に及んだにせよ「言ひ訳も言い逃れもつぎなき (cannot be excused or explained away)」と述べている (Bush, 1989a: 557-8)。
- (16) TFI France2 の共同による、二〇〇七年一月二九日のインタビューより。
- (17) フロイト『文化への不満』(Das Unbehagen in der Kultur, Malaise dans la culture) に做ったタイトルであり (Val, 2015: 96) 、『非文化』と名指されているのが主に社会学である。
- (18) 特に Weber (1906: 192 = 一九六五: 一八六-七) の記述を参照のこと。ヴェーバーの因果帰属論と、先行する生理学者ヨハネス・フォン・クリースと法学者グスタフ・ラートブルフによる適合的因果論ないし相当因果関係説との関わり、またその後の法学・経済学における因果帰属・価値帰属の議論について、さしあたり佐藤 (二〇一九: cf. 清水・小林, 二〇二〇) 、梅村 (二〇一八: 九三-五、一〇五 [注二、三]) などを参照のこと。
- (19) ただしギルヴィッチ自身は、歴史学と社会学、あるいは「歴

- 史学的説明」と「社会学的説明」について、経験的研究を経ずに法則性を想定する旧来の「歴史哲学」に対する批判に基づくという点で共通点を見ている (Gurwitsch, 1956: 18)。
- (20) むろん磯 (二〇二〇: 三七〇—六) が述べるように、ラトゥールによる「批判社会学」批判の妥当性やラトゥール自身の「連関の社会学」との実質的な異同についても、それぞれ検証されるべき問題である。

- (21) 上記と似た日本での事例として、上野千鶴子による二〇一九年の東京大学学部入学式での祝辞に対して寄せられた、一部の新入生や卒業生からの反発がある (参照: 上野, 二〇一九, 分部分か, 二〇一九, 星野, 二〇一九など)。最後の星野による新入生百人アンケートの結果では、好意的な評価が多数を占める一方で、男性回答者から例えば「能力の高い人が入っているというだけ」(男性, 文Ⅲ, 富山県出身)「受験資格等に差別はないと思う」(男性, 文Ⅲ, 埼玉県出身)「僕はちゃんと入りました」(男性, 理Ⅲ, 東京都出身)といった回答が寄せられている。

文献

- Assemblée nationale, 2015, « XIV^e législature Session ordinaire de 2014-2015. Compte rendu intégral. Première séance du mardi 13 janvier 2015 », (二〇二一年六月二三日取得, <https://www.assemblee-nationale.fr/14/cr/2015-2016/20160065.asp>).
- , 2016, « XIV^e législature Session ordinaire de 2015-2016. Compte rendu intégral. Première séance du mercredi 25 novembre 2015 »,

- (二〇二一年五月一四日取得, <https://www.assemblee-nationale.fr/14/cr/2015-2016/20160065.asp>).
- Bacevic, Jana, 2021, “No Such Thing as Sociological Excuses? Performativity, Rationality and Social Scientific Expertise in Late Liberalism,” *European Journal of Social Theory*, 24(3): 394-410.
- BBC, 1999, “Blair Blamed over ‘Excuses Culture’,” *BBC News*, Thursday, October 21, 1999, (二〇二一年五月一八日取得, http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/education/480868.stm).
- Beckett, Katherine, 1997, *Making Crime Pay: Law and Order in Contemporary American Politics*, New York: Oxford University Press.
- Bidimotto, Robert James, 1988, “Getting Away with Murder,” *The Reader’s Digest*, July 1988: 57-63.
- , 1989a, *Crime and Consequences*, a special reprint from *The Freeman*, originally published in three installments in the July, August, and September 1989 issues of *The Freeman*, Irvington-on-Hudson, New York: The Foundation for Economic Education, (二〇二一年六月二三日取得, <https://history.fee.org/media/3511/309-crime-and-consequences.pdf>).
- , 1989b, “Prison Furloughs Allow Criminals to Commit More Crimes,” William Dudley, (ed.), *Crime and Criminals: Opposing Viewpoints*, San Diego, California: Greenhaven Press, 93-7.
- , 1990, “Swifter Punishment Would Reduce Violence,” Janelle Rohr (ed.), *Violence in America: Opposing Viewpoints*, San Diego, California: Greenhaven, 266-73.
- , 1993, “The Most Dangerous Pest: ‘Homo Environmentalis’,” *Proceedings of the Vertebrate Pest Conference*, 15: 2-8, (二〇二一年六月二三日取得, <https://scholarship.org/uc/item/788052jk>).

- _____, 2021, *Blog*, (2021年6月22日取得, <http://bidimoto.blogspot.com/>).
- _____(ed.), 1994, *Criminal Justice? The Legal System Versus Individual Responsibility*, Irvington-on-Hudson, New York: The Foundation for Economic Education.
- Bourdieu, Pierre, [1986] 1987, « Fieldwork in Philosophy », *Choses dites*, Paris: Éditions de Minuit, 13-46. (=「一九八八」一九九一・石崎晴己訳「哲学のフィールドワーク」『構造と実践——ブルデュー自身によるブルデュー』藤原書店、一〇一五八)
- Brandmayr, Federico, 2018, « Hétérogénéité et flexibilité dans les usages politiques de l'argument de l' "excuse sociologique" », *Zilsel*, 4: 59-92, (2021年5月11日取得, <https://www.cairn.info/revue-zilsel-2018-2-page-59.htm>).
- _____, 2021a, "Explanations and Excuses in French Sociology," *European Journal of Social Theory*, 24(3): 374-93, (2021年7月7日取得, <https://doi.org/10.1177/1368431021989269>).
- _____, 2021b, "Social Science as Apologia," *European Journal of Social Theory*, 24(3): 319-37, (2021年7月7日取得, <https://doi.org/10.1177/1368431021990965>).
- Bush, George, 1990a, "Remarks at the National Peace Officers' Memorial Day Ceremony," May 15th, 1989, *Public Papers of the Presidents 1989*, Book 1, January 20 to June 30, 1989, Washington, D.C.: Government Printing Office, 557-60.
- _____, 1990b, "Remarks at a Briefing on Law Enforcement for United States Attorneys," June 16th, 1989, *Public Papers of the Presidents 1989*, Book 1, January 20 to June 30, 1989, Washington, D.C.: Government Printing Office, 746-9.
- Case, Steve, David Manlow, Roger Smith, and Kate Williams, [2017] 2021, *The Oxford Textbook on Criminology*, 2nd ed., Oxford: Oxford University Press.
- Direction de l'information légale et administrative (DILA), 2015, « Déclaration de M. Manuel Valls », Séance des questions au Gouvernement, au Sénat le 26 novembre 2015, *Yle publique: An coeur du debat public*, (2021年6月23日取得, <https://www.vie-publique.fr/discours/197172-declaration-de-m-manuel-valls-premier-ministre-en-reponse-diverses>).
- Durand, Jean-Marie, 2016, « Pourquoi Philippe Val est l'ennemi de la sociologie. », *Cheek, Le Inrocks*, publié le 4 janvier 2016, (2021年5月18日取得, <https://www.lesinrocks.com/cheek/les-regles-de-la-methode-sociologique-88048-04-01-2016/>).
- Faure, Sonya, Cécile Daumas et Anastasia Vécrit, 2016, « "Culture de l'excuse": les sociologues répondent à Valls », *Libération*, publié le 12 janvier 2016, (2021年11月17日取得, https://www.liberation.fr/debats/2016/01/12/culture-de-l-excuse-les-sociologues-repondent-a-valls_1425855/).
- Garland, David, 2001, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford: Oxford University Press.
- _____, 2016, *The Welfare State: a Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. (=2011・小田透訳『福祉国家——救貧法の時代からポスト工業社会へ』白水社。)
- 藤井篤, 2005, 「グローバル化への社会民主主義の戦略——プレアベンション」高橋進・坪郷實編『ヨーロッパ・デモクラ

シーの新世紀——グローバル化の時代の挑戦』早稲田大学出版部、三〇—五五。

Hakert, Alfred, 1998, "No More Excuses: A New Approach to Tackling Youth Crime in England and Wales: A Summary," *European Journal on Criminal Policy and Research*, 6: 279-91, (二〇一一年六月一日取得, <https://doi.org/10.1023/A:1008640710350>).

平井秀幸、二〇一五、『刑務所処遇の社会学——認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房。

Home Office (UK), 1997, *No More Excuses: A New Approach to Tackling Youth Crime in England and Wales*, a white paper presented to Parliament on November 30th 1997 by the Secretary of the State for the Home Department by Command of Her Majesty, London: Stationery Office, (二〇一一年六月一日取得, <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/http://www.homeoffice.gov.uk/documents/jou-no-more-excuses?view=Html>).

星野あらめ、二〇一九、「賛否両論を呼んだ東大入学式祝辞。実際どうだった？ 東大生100人に聞いてみた」天野俊吉編『新R25——シゴトも、人生も、もっと楽しもう。』二〇一九年四月三〇日公開記事 (二〇一三年七月二二日取得, <https://r25.jp/article/671659299062648363>)。

磯直樹、二〇一〇、『認識と反省性——ビエール・ブルデューの社会学的思考』法政大学出版局。

厚東洋輔、二〇二〇、『社会的なものの歴史——社会学の興亡 一八四八—二〇〇〇』東京大学出版会。

Lahire, Bernard, 2016, *Pour la sociologie: et pour en finir avec une prétendue « culture de l'excuse »*, Paris: La Découverte.

Latta, Jérôme, 2016, « Excuses sociologiques », Valls prend le parti de l'ignorance », *Regards*, publié le 20 janvier 2016, (二〇一〇年二二日取得, <http://www.regards.fr/archives/web/article/excuses-sociologiques-valls-prend>).

Latour, Bruno, 2005, *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-Network-Theory*, Oxford: Oxford University Press. (=二〇一九、伊藤嘉高訳『社会的なものを組み直す』法政大学出版局。)

Le Monde, 1999, « M. Jospin contre la « pensée unique internationale », Un entretien avec le premier ministre », *Le Monde*, Jeudi 7 Janvier 1999, 1, 6-7.

Liberation, 2007, « Nicolas Sarkozy: « J'ai été élu pour cela, je fais le travail » », *Liberation*, publié le 29 novembre 2007, (二〇一一年五月二六日取得, https://www.liberation.fr/france/2007/11/29/nicolas-sarkozy-j-ai-ete-elu-pour-cela-je-fais-le-travail_8309/).

Liberarian Alliance, 2016, *Home Page*, (二〇一一年五月二八日取得, <http://www.liberarian.co.uk/>).

Manger, Gérard, 2016, « Incitation à la pêtice: sur "l'excuse sociologique" », *Savoir/Agir*, 35: 133-44, (二〇一〇年一一月三〇日取得, <https://www.cairn.info/revue-savoir-agir-2016-1-page-133.htm>, Cairn Info).

Mounk, Yascha, 2017, *The Age of Responsibility: Luck, Choice, and the Welfare State*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. (=二〇一九、那須耕介・栗村亜寿香訳『自己責任の時代——その先に構想する、支えあう福祉国家』みすず書房。)

丸岡高弘、二〇一六、『シャルリー・エブド襲撃事件は宗教テロか』『南山大学ヨーロッパ研究センター報』二二二:一一九—四〇 (二〇一一年六月二三日取得, https://nanzan-u-repo.nii.ac.jp?action=repository_

- uri&item_id=839&file_id=22&file_no=1)。
- 村井重樹、二〇二〇、「社会的行為者と社会的世界——ブルデュー社会学に対する批判と距離化に着目して」「社会学史研究」四二：三一一—五〇。
- 森千香子、二〇一六、『排除と抵抗の郊外——フランス〈移民〉集住地域の形成と変容』東京大学出版会。
- 守山正、「二〇〇〇」二〇一、「労働党の少年司法政策——一九九八年犯罪・秩序違反法を中心に」「イギリス犯罪学研究」Ⅰ、成文堂、二一五—二三。
- 岡田春彦、二〇〇〇、「ジョスパン政権の移民政策（フランス）——規制と緩和の両立を目指す」「ユーロトレンド」四一：四六一—五四（二〇一一年六月一日取得、https://www.jetro.go.jp/ext_images/file/report/05000446/05000446_002_BUP_0.pdf）。
- Palermo, George B., Maurice B. Smith, John J. Dimotto, and Thomas P. Christopher, 1992, "Victimization Revisited: A National Statistical Analysis," *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 36(3): 187-201.
- Rutherford, Andrew, 2000, "An Elephant on the Doorstep: Criminal Policy without Crime in New Labour's Britain," Penny Green and Andrew Rutherford (eds.), *Criminal Policy in Transition*, Oxford and Portland, Oregon: Hart Publishing, 33-61.
- Rutherford, Andrew and Penny Green, 2000, "Introduction," Penny Green and Andrew Rutherford (eds.), *Criminal Policy in Transition*, Oxford and Portland, Oregon: Hart Publishing, 3-13.
- Sandel, Michael J., 2020, *The Tyranny of Merit: What's Become of the Common Good?*, London: Penguin Books. (=二〇二一『鬼澤訳記』『実力も運のうち——能力主義は正義か?』早川書房。)
- 佐藤俊樹、二〇一九、『社会科学と因果分析——ウェーバーの方法論から知の現在へ』岩波書店。
- Savage, Stephen P. and Mike Nash, 1994, "Yet Another Agenda for Law and Order: British Criminal Justice Policy and the Conservatives," *International Criminal Justice Review*, 4: 37-51.
- 世界編集部編、二〇〇四、「自己責任論」が映し出す日本社会」「世界」七八：九六—一二〇。
- Shogan, Robert, 1988, "Campaign '88: Dukakis-Crime Issue Surfaces in Magazine," *Los Angeles Times*, published on July 11th 1988, (二〇一一年六月一九日取得、<https://www.latimes.com/archives/la-xpm-1988-07-11-mn-431-story.html>).
- 清水雄也・小林佑太、二〇二〇、「Kriesの適格的因果論をめぐる誤解——佐藤俊樹『社会科学と因果分析』の場合」「人文・自然研究」一橋大学全学共通教育センター、一四：三二—四七（二〇二二年七月二二日取得、<https://doi.org/10.15057/31084>）。
- Smyth, Gareth, 1996, "The Centre of my Political Life": Tony Blair's Segefeld," Mark Perryman (ed.), *The Blair Agenda*, London: Lawrence and Wishart, 63-75.
- Stenson, Kevin, 1993, "Community Policing as a Governmental Technology," *Economy and Society*, 22(3): 373-89.
- Stenson, Kevin and David Cowell (eds.), 1991, *The Politics of Crime Control*, London, Newbury Park, California and New Delhi: Sage.
- Tane, Chris R., 1991, "Freedom, Responsibility and Justice: the Criminology of the 'New Right,'" Kevin Stenson and David Cowell (eds.), *The Politics of Crime Control*, London, Newbury Park, California and

New Delhi: Sage, 127-45.

The Foundation for Economic Education, 2021a, "History," *FEE: Foundation for Economic Education*, (2021年6月14日取得, <https://fee.org/about#history>).

——, 2021b, "The Freeman," *FEE: Foundation for Economic Education*, (2021年6月14日取得, <https://fee.org/the-freeman>).

Truong, Fabien, 2020, « The Good, the Bad and the Ugly: 'Banlieu youth' as a Figure of Speech », Marion Demossier, David Lees, Aurélien Mondon, and Nina Parish (eds.), *The Routledge Handbook of French Politics and Culture*, London and New York: Routledge, 145-52.

上野千鶴子, 2009, 「平成三十一年度東京大学学部入学式 祝辞」2009年4月22日, 東京大学ホームページ (2020年11月11日取得, https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/message31_03.html)。

梅村麦生, 2009, 「F・ハイダーの帰属概念——20世紀の科学方法論の二つの帰属をめぐる」『社会学史研究』40: 93-111。

Val, Philippe, 2015, *Malais dans l'inculture*, Paris: Bernard Grasset.

Vérier, Anastasia, 2015, « Interview. Caroline Fourest: «On ne fera pas baisser le racisme en trouvant des excuses sociologiques aux fanatiques」, *Libération*, publié le 20 mai 2015, (2020年6月16日取得, https://www.liberation.fr/societe/2015/05/20/on-ne-fera-pas-baisser-le-racisme-en-trouvant-des-excuses-sociologiques-aux-fanatiques_1313270).

Wacquart, Loïc, 2000, « "Excuses sociologiques" et "responsabilité individuelle" », *La Tache Folle*, 25: 16-7, (2020年7月7日取得, <http://www.homme-moderne.org/societe/socio/wacquart/excuses.html>=2009, "Sociological Excuses" and "Individual Responsibility", *Punishing the Poor: The Neoliberal Government of Social Insecurity*, Durham: Duke University Press).

——, [1999] 2015, *Les prisons de la misère*, nouvelle édition actualisée et augmentée, Paris: Raison d'agir. (=2009, *Punishing the Poor: The Neoliberal Government of Social Insecurity*, Durham: Duke University Press; 2010, 「森下香子・菊池恵介訳『貧困と矯正監獄——グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社「初版の記」」)

分部麻里・竹下郁子・浜田敬子, 2009, 「【東大入学式】上野千鶴子さん祝辞の反応は。東大女子のつらさ思い出し涙したOG」『Business Insider Japan』2009年4月22日公開記事, (2020年7月21日取得, <https://www.businessinsider.jp/post-189030>)。

渡邊啓貴, 1999, 「ジヨスパン仏社会党政府の政策」『国際問題』47: 33-47。

Wilson, James Q. and George Kelling, 1982, "Broken Windows: The Police and Neighborhood Safety," *The Atlantic Monthly*, March 1982, 29-38, (2020年6月15日取得, <https://www.theatlantic.com/magazine/archive/1982/03/broken-windows/304465/>).

Wilson, James Q. and Richard J. Herrnstein, 1985, *Crime and Human Nature*, New York: Simon & Schuster.

山本奈生, 2005, 「『犯罪統制と空間の社会学——ゼロ年代日本における犯罪・都市政策』ミネルヴァ書房。

付記

本稿は、日本大学社会学会二〇二〇年度百周年記念大会（二〇二〇年一二月一二日、日本大学文理学部）と日本社会学史学会第六〇回記念大会（二〇二一年六月二六日、東京大学、オンライン開催）でおこなった研究報告をもとに執筆したものである。各報告に際して有益なコメントをいただいた参加者の先生方に、ここに記してお礼を申し上げておきたい。また本稿は、JSPS科研費一九K一三九一二、二三K〇一七四八の助成を受けた研究成果の一部である。